

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
9	公営住宅・改良住宅の管理に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

朝倉市は、公営住宅・改良住宅の管理に関する事務の特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

福岡県朝倉市長

公表日

令和6年3月28日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	公営住宅・改良住宅の管理に関する事務
②事務の概要	<p>公営住宅法、住宅地区改良法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>公営住宅等を建設、買取り又は借上げし、住宅に困窮する方に対し、低廉な家賃で賃貸等を行っている。</p> <p>①公営住宅等入居時の入居資格確認(所得要件・在住要件等) ②公営住宅等入居時の家賃決定・敷金決定 ③入居後の収入申告に対する各種所得情報の照会 ④収入申告された各種所得情報に基づく家賃を毎年度ごとに決定、入居者に通知 ⑤収入超過者に対する認定と通知 ⑥高額所得者に対する認定と退去請求を通知 ⑦その他(住民票住居地と公営住宅等住所とのマッチングを行い、公営住宅等への不正入居者を検出、出産・死亡等による世帯情報の変更を確認、家賃滞納している世帯の所得情報を正確に把握することで督促や納付相談に活用)。 ⑧家賃・敷金等に係る徴収と滞納整理業務</p> <p>番号法の別表第二に基づいて、公営住宅・改良住宅に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。</p>
③システムの名称	1.公営住宅システム 2.団体内統合利用番号連携サーバー 3.中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)公営住宅申請・認定ファイル (2)公営住宅収滞納ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1.番号法第9条第1項 別表第一の19、35の項 2.行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第18、26条

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号法第19条第9号及び別表第二 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)(以下、「別表第二省令」という。) (別表第二における情報照会の根拠) : 第一欄(情報照会者)が「公営住宅法第二条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(31の項) : 第一欄(情報照会者)が「住宅地区改良法第二条第二項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「住宅地区改良法による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(54の項) (別表第二省令における情報照会の根拠) : 第22条、28条 (別表第二における情報提供の根拠) : なし (公営住宅・改良住宅の管理に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない。)
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	都市建設部都市整備課
②所属長の役職名	都市整備課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	郵便番号838-8601 都市建設部都市整備課住宅係 住所: 福岡県朝倉市菩提寺412-2 電話: 0946-28-7582 ファクス: 0946-22-1850 E-mail: toshi-jyuutaku@city.asakura.lg.jp
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	郵便番号838-8601 都市建設部都市整備課住宅係 住所: 福岡県朝倉市菩提寺412-2 電話: 0946-28-7582 ファクス: 0946-22-1850 E-mail: toshi-jyuutaku@city.asakura.lg.jp

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年3月7日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年3月7日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [<input type="radio"/>]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [<input type="checkbox"/>]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [<input type="checkbox"/>]接続しない(入手) [<input type="radio"/>]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="checkbox"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年9月15日	7.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	郵便番号838-8601 都市建設部都市計画課住宅係 住所:福岡県朝倉市菩提寺412-2 電話:0946-22-1111 ファクス:0946-22-1850 E-mail:toshi@city.asakura.lg.jp	郵便番号838-8601 都市建設部都市計画課住宅係 住所:福岡県朝倉市菩提寺412-2 電話:0946-22-1111 ファクス:0946-22-1850 E-mail:toshi-jyuutaku@city.asakura.lg.jp	事後	
平成29年9月15日	8.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	郵便番号838-8601 都市建設部都市計画課住宅係 住所:福岡県朝倉市菩提寺412-2 電話:0946-22-1111 ファクス:0946-22-1850 E-mail:toshi@city.asakura.lg.jp	郵便番号838-8601 都市建設部都市計画課住宅係 住所:福岡県朝倉市菩提寺412-2 電話:0946-22-1111 ファクス:0946-22-1850 E-mail:toshi-jyuutaku@city.asakura.lg.jp	事後	
平成30年6月25日	7.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	郵便番号838-8601 都市建設部都市計画課住宅係 住所:福岡県朝倉市菩提寺412-2 電話:0946-22-1111 ファクス:0946-22-1850 E-mail:toshi-jyuutaku@city.asakura.lg.jp	郵便番号838-8601 都市建設部都市計画課住宅係 住所:福岡県朝倉市菩提寺412-2 電話:0946-28-7582 ファクス:0946-22-1850 E-mail:toshi-jyuutaku@city.asakura.lg.jp	事後	
平成30年6月25日	8.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	郵便番号838-8601 都市建設部都市計画課住宅係 住所:福岡県朝倉市菩提寺412-2 電話:0946-22-1111 ファクス:0946-22-1850 E-mail:toshi-jyuutaku@city.asakura.lg.jp	郵便番号838-8601 都市建設部都市計画課住宅係 住所:福岡県朝倉市菩提寺412-2 電話:0946-28-7582 ファクス:0946-22-1850 E-mail:toshi-jyuutaku@city.asakura.lg.jp	事後	
令和1年6月28日	IVリスク対策	記載なし	追記	事後	新様式による変更
令和3年10月27日	I-4 ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号及び別表第二	・番号法第19条第8号及び別表第二	事後	デジタル手続法公布(令和3年5月19日)による号ズレ